

創業支援事業補助金

市では、産業振興、地域経済の活性化および雇用の創出を図るため、現在事業を営んでいない方が市内で新たに創業（個人事業主・法人）する場合に必要な経費の一部を補助します。令和7年度の補助内容は以下のとおりです。補助金の申請方法や申請書類など、詳細は市ホームページ（右のQRコード）をご覧ください。



対象者

次のいずれかに該当し、つがる市商工会の会員となり、3年間継続して営業することが可能な方

新規創業者：令和6年4月1日から令和8年2月28日までに市内で創業し、特定創業支援等事業（※1）を受講して本市の証明を受けた方

移住創業者：創業日から過去2年以内に他の市町村からつがる市に移住した方、または実績報告までに移住する見込みのある方で、令和6年4月1日から令和8年2月28日までに市内で創業し、かつ、認定連携創業支援等事業者（※2）と関わりを持つ方

事業承継者：市内で事業承継を行う譲受側で、令和6年4月1日以降に事業承継手続きを開始し、令和8年2月28日までに手続きを終了することが確実で、かつ、現業の規模拡大、生産性向上、販路拡大、事業転換等の新たな取組を行う方（事業承継元から事業をそのまま引き継ぐ形での事業承継の場合は対象となりません）

（※1）五所川原圏域創業支援等事業計画に定める事業で「経営・財務・人材育成・販路開拓」の4項目全てを1回以上、かつ1カ月以上の期間をかけて受講すること

（※2）つがる市商工会、公益財団法人21あおもり産業総合支援センター、日本政策金融公庫、青森県よろず支援拠点、市内金融機関、青森県信用保証協会等

補助対象経費

令和6年4月1日から令和8年2月28日までに発生、支払いが完了する創業に必要な下記のもの（最長1年分）

▼賃借料：事業所、事業運営に必要な設備、機械器具、什器備品等に係る賃借料（リース料含む）

▼広告宣伝費：宣伝広告に要する経費

▼印刷製本費：チラシ、パンフレット、カタログ等の作成に要する経費

▼委託料：デザイン、ウェブページ作成等外部に委託する経費

▼備品購入費：事業運営に必要な設備、機械器具、什器備品等の購入経費

▼改修工事費：事業運営に必要な店舗・施設の改装、改修工事に要する経費

※光熱水費、消耗品費、消費税、振込手数料、汎用品等は対象となりません。



補助金額

補助対象経費の1/2以内、上限100万円（移住創業者は3/4以内、上限150万円）

※補助金の交付は1回限りとし、3年以内に廃業等した場合は、補助金の一部を返還していただくことがあります。

申請期限

令和8年1月15日（木）まで（申請期限の前でも、予算の上限に達した場合は受け付けを終了します）

【問い合わせ先】商工労政課 電話42-2111（内線419）



ごしょがわら圏域創業相談ルーム

あなたの創業を
応援します！

本市をはじめ五所川原圏域2市4町は、地域における創業を促進するため、産業競争力強化法に基づく「五所川原圏域創業支援等事業計画」を策定し、国の認定を受け、連携して創業支援に取り組んでいます。取り組みの一つとして、起業・創業支援の専門家「インキュベーション・マネジャー」による無料の相談会を開催していますので、ぜひご活用ください。企業者の新たな事業展開についての相談も受け付けます。

▼日時：毎週火曜日10時～16時（年末年始、祝日および原則第5火曜日を除く）

▼場所：五所川原市民学習情報センター2階（五所川原市字一ツ谷503-5）

【問い合わせ先】商工労政課 電話42-2111（内線419）



※申し込み方法など、
詳細は市ホームページ
(左のQRコード)を
ご覧ください。

中小企業を支援します

◆ 中小企業借入資金信用保証料補給金(募集期間:通年)

県では、事業活動に必要な資金（運転資金、設備資金）の調達を図る中小企業者を対象に、青森県特別保証融資制度を実施しています。市では、この制度の利用者に対し、青森県信用保証協会を通して信用保証料を補助します。

対象者
市内に住所または事業所を有する中小企業者で、市税等に滞納がなく、青森県特別保証融資制度(※1)により融資を受けた方 (※1)「青森新時代」への架け橋資金、経営安定化サポート資金、事業活動応援資金、経営力強化借換資金のいずれかの資金
補助内容
次の要件に該当する方は、県による信用保証料補助後の全額を補助します。 ・「青森新時代」への架け橋資金「金融機関提案枠」のうち、借入金が2,000万円以内の融資を受けた方 ・経営安定化サポート資金「災害枠」のうち、借入金が3,000万円以内、借入期間が10年以内の融資を受けた方 ・上記以外の借入金が1,000万円以内、借入期間が10年以内の融資を受けた方 ※県による補助がないものは市が全額補助します。 ※「青森新時代」への架け橋資金「県内で創業する事業」にかかる「スタートアップ創出促進保証」および「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用する場合、信用保証料の上乗せ分に相当する額は対象外とします。

【問い合わせ先】市役所商工労政課 電話42-2111(内線418、419)

(信用保証料補給金申請に関する事)青森県信用保証協会 五所川原支所 電話0173-35-4121

(青森県特別保証融資制度に関する事)県経済産業政策課 中小企業金融グループ

電話017-734-9368(直通)

◆ 小規模事業者経営改善資金融資利子補給事業(募集期間:通年)

日本政策金融公庫の「小規模事業者経営改善資金(マル経)」融資を受けた市内の事業者に対し、支払利子の負担軽減を図るために利子の一部を補給します。

対象者(①~④全てに該当する方)		
①つがる市商工会の経営指導を原則6ヶ月以上受け、マル経融資を受けた方 ②市内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上行っている方 ③市税等に滞納がない方(法人の場合は代表者個人分も含む) ④融資の返済に遅延のない方		
対象期間	補助額	申請方法
借入日より12ヶ月間	年2.00%（令和7年4月1日現在） の利子に相当する額(借入限度額2千万円)	必要書類をご用意の上、市商工会へ提出してください。

【問い合わせ先】市商工会 電話42-2449

広告

塗替え予定のお客様必見!

屋根・外壁「よみがえり」計画を!

ぜひ、お家のメンテナンスを! 塗り替えの目安は、
屋根は5年~7年、外壁は10年前後です。

自慢の手塗り仕上げで特別価格にて施工!

当社はここがちがう! 診断・お見積り無料

高所作業車2台導入で、高い所、こう配のある

屋根等で大活躍します。14mものびます😊

足場も自分たちで組むため安く施工できます。

ご連絡先 090-2023-2226 (担当木村まで)



広告

エアコンクリーニング

エアコンの内部をしっかり洗浄する事で、
ニオイや空気をキレイに。
効きが良くなり、省エネ、節電効果も期待できます。



おそうじ本舗五所川原店

エアコンクリーニング (壁掛け・お掃除機能付き・天井埋込・室外機)
縦型洗濯機 浴室 浴室換気扇 キッチン レンジフードなど
五所川原店 フリーダイヤル0120-78-8051 担当090-8188-1165